



2021年3月2日

各位

会社名 日邦産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知
(東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智
(TEL. 052-218-3161)

株式会社バルカーとの業務提携に関する基本合意書締結のお知らせ

当社は、2021年3月2日開催の当社取締役会において、株式会社バルカー（本社 東京都品川区大崎二丁目1番1号、代表取締役社長 C00 本坊 吉博 以下「バルカー社」といいます。）と業務提携に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、本基本合意書を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 業務提携の理由

当社の主要セグメントのひとつであるエレクトロニクスセグメントにおける「持続的な競争優位性を創出する取組み」として、これまでの間、バルカー社と「2. 業務提携の内容」に記載した事項の検討を進めてまいりました。

バルカー社の強みであるR&D機能と当社の強みである取引先ネットワーク及び問題解決型の技術営業機能を組み合わせることで、事業シナジーについては企業価値の向上が見込まれることを両社で確認したため、本基本合意書を締結する運びとなりました。

2. 業務提携の内容

当社とバルカー社は、「1. 業務提携の理由」において述べた通りの両社の強みを生かして、相互に業務を発展させ、両社の企業価値を高めることを目的として、以下の事項についての業務提携を行う予定です。これらの事項に関する両社の役割分担等の詳細は、引き続き両社の間において協議し、決定する予定です。

- ① 高周波関連市場（通信、自動車、電機・電子、医療及び半導体市場）の開拓に資する材料その他の新製品開発
- ② バルカー社が開発した水素ガスシール材（BLISTANCE-HLT 他）の当社による当社顧客（両社が合意した顧客に限る）への販売

- ③ 相互の製品のクロスセルの実現に向けた商材の相互理解と相互営業支援
- ④ その他両社の協議により合意した事項

3. 業務提携先の概要(2020年3月31日現在)

名称	株式会社バルカー		
本店の所在地	東京都品川区大崎二丁目1番1号		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 COO 本坊 吉博		
事業内容	産業機器、化学、機械、エネルギー、通信機器、半導体、自動車、宇宙・航空産業等、あらゆる産業向けにファイバー、ふっ素樹脂、高機能ゴム等各種素材製品を設計、製造、加工および販売		
資本金	約 139 億円		
設立年月日	昭和 7 年 4 月 8 日		
従業員数	438 名 (グループでは 1,876 名)		
大株主及び 所有株式数の割合(%)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7.94	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.97	
	JP MORGAN CHASE BANK 385174 (常任代理人 みずほ銀行)	3.91	
	株式会社三井住友銀行	3.05	
	バルカー東京共栄会	2.67	
	三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	2.27	
	瀧澤 利一	2.01	
	GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	1.92	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1.87	
	ダイキン工業株式会社	1.62	
最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)(単位:百万円)			
決算期	2018年3月	2019年3月	2020年3月
純資産	34,592	34,378	34,930

総資産	50,600	49,535	48,128
1株当たり純資産額 (円)	1,870.47	1,867.57	1,893.45
売上高	47,592	51,243	48,212
経常利益	5,466	5,791	4,256
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,833	4,087	2,918
1株当たり当期純利益 (円)	217.01	232.43	165.85

4. 当事者間の関係

当社とバルカー社との間に資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況の該当事項はございません。

5. 今後の見通し

本件による2021年3月期の連結業績予想に与える影響はございませんが、バルカー社における「New Frontier2022」、当社における「中期経営計画2022」に掲げた基本方針の実現と各経営目標数値の達成に向けて、両社で協力して臨んでまいり所存でございます。

なお、本基本合意書には、解除事由の1つとして、契約の相手方において会社の経営に係る支配権の異動を伴う株主構成の変動（議決権保有割合20%以上を保有する株主の異動を含むがこれに限られない。）を生じたときが規定されており、当事者のいずれかに当該事由が生じた場合には、本基本合意書は解除される可能性があります。

今後、適時開示の必要性が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上